

自民党議連懇談会

平成25年5月24日(金)13時より、例年ですと自民党本部を会場として催行されてきました自民党議連懇談会は、本年は議員会館多目的会議室にて、全国から多数集まった加盟団体代表者及び関係者一同と自民党議員の方々、中央省庁を中心とした行政の方々とが落ち着いた雰囲気の中に対面し、充実した討議を行うことが出来ました。

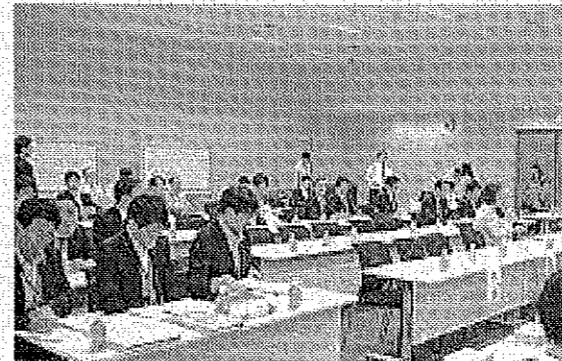
吉村理事長より、全国から寄せられた要望書が読み上げられ、昨年母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の

成立時には特にお世話になった、自民党母子寡婦福祉対策議員連盟永岡桂子会長へと手渡されました。

また、3月に新たに決定した全母子協の母子部部长・副部长(就任挨拶参照)の3名が同懇談会に臨席されました。大勢の見守る中で、合原母子部部长より、本年は主に児童扶養手当の問題点を中心に、若年母子の生の声が国に届けられました。児童扶養手当については、経過措置も含め見直しの時期を迎えます。「このように、ひとりひとりの声が国会に届けられるという現場を初めて見て、非常に感慨深く思っています」との声も寄せられました。



要望書を読み上げる吉村理事長



対面する議員と中央行政の方々



母子部要望書を読み上げる合原部長

ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会～中間まとめ～

厚生労働省の社会保障審議会児童部会「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」(委員長 小杉礼子労働政策研究・研修機構特任フェロー)が5月から8月にかけて開催されました。この委員会は平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行後3年を目途としての検討規定に基づき開催され、当協議会から

は理事で一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会理事長の海野恵美子氏が委員として出席、ひとり親家庭支援施策の現状と課題、及び施策に対する要望を述べられました。専門委員会は6回の論議を重ね、8月に「中間まとめ」が取りまとめられ、今後この「中間まとめ」に沿って施策が進められることとされています。

中間まとめの概要

子どもへの影響等の観点からできる限り就業自立を目指すことが肝要であり、そのためには、一般施策とひとり親家庭向け施策と双方の充実が必要です。一方、就労自立が直ちには困難な家庭もあり、状態像に応じた自立支援も必要です。

さらに、福祉、保健、雇用、教育、法務など多岐の分野にわたった支援が必要であり、関係機関との協力・連携が不可欠である等が報告されました。施策の方向性の概要については次の通りです。

■支援実施体制

支援ニーズや社会資源の在り方に応じた相談支援窓口の整備、先進的取組等の収集・情報提供等、地域連携の包括的・総合的な相談・支援が必要。自治体での支援メニューを計画的に整備するための「母子家庭及び寡婦自立促進計画」の策定の要請及び助言・支援。支援施策の更なる周知と利用の促進。母子自立支援員について自治体の理解を得て体制強化等の促進や研修機会の充実。

■子育て・生活支援

日常生活の安定が必要な家庭など状態像に応じた支援が必要。親の多忙による子どもへの影響も懸念され、進学希望が実現できていない状況があり、学習支援ボランティア事業等子どもへの支援の充実や活用促進。当事者の相互交流・情報交換の機会確保の支援。

■就業支援

状態に応じたきめ細かな就業支援、休日夜間などの相談支援等による転職やキャリアアップの支援などの検討や、就業支援特別措置法に沿った国・自治体による取組の推進。

■養育費確保支援

養育費に関する離婚当事者等への周知啓発、離婚時における養育費相談への誘導等養育費確保を促す支援のための協力体制、地域の相談員の資質向上のための研修事業等の活用促進。

■経済的支援

児童扶養手当よりも少額の公的年金を受給する場合の差額分の所得保障について児童扶養手当の支給等検討。

大会宣言

未だ東日本大震災で受けた大きな傷も癒えない状況の下、一部の業種では景気回復の兆しが見えるものの、依然として母子家庭・寡婦を取り巻く雇用情勢、生活環境は厳しいものとなっています。

このような状況の中、私たちは母子福祉団体の果たす社会的役割と存在意義について再認識をし、時代に即応した事業活動の展開を図りながら、逞しく生き抜く母と子に明るい未来を願いつつ、母子家庭の安定就労と母子・寡婦の生活基盤の確保、そして、21世紀を担う子どもたちが健やかに、心豊かに育つことができるような社会環境を整えていかなければなりません。

私たち全国母子寡婦福祉団体関係者は、ここに平成25年度全国母子寡婦福祉研修大会を開催し、母子寡婦福祉の向上のため、関係機関の一層の理解と協力を得ながら、団体としての強い絆のもと、決議事項の実現に向け、総力を上げて努力することをここに宣言いたします。

平成25年10月20日

平成25年度全国母子寡婦福祉研修大会
参加者一同

大会決議

平成25年度全国母子寡婦福祉研修大会において、私たちは出来る限りの自助努力をし、社会的な意義と役割について確かめ合いました。同時に、母子家庭及び寡婦の更なる福祉向上に向けて次の事項を決議し、その実現を国及び関係機関に強く要望します。

記

1. 母子家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立が可能となるよう、安定した居住の確保、保育所や放課後児童クラブへの更なる優先入所や利用年齢の拡大など、子育て支援と生活環境の整備の充実に要望します。
1. 母子家庭の母及び寡婦の安定した生活基盤の確保を図るため、雇用率を制度化するなど、積極的に正規雇用施策が講じられるよう要望します。
1. 児童扶養手当支給の所得制限の緩和をはじめ、児童扶養手当制度を安定したものとして見直していただくことにより、母子家庭の母と子どもたちが将来への希望を持てるよう慎重な対応を要望します。
1. 離婚後の親子の物心両面における生活の安定を確保するため、養育費の支払い履行が確実なものとなるような法的整備を要望します。
1. 所得税・地方税において、扶養親族のいない生別寡婦にも寡婦控除を適用するとともに、未婚の母に対しても同様の控除を適用されることを要望します。
1. 「子どもの貧困対策法」が成立し、貧困の連鎖を防ぐための保障制度が形成される中で、高校や大学への進学を経済的に支援するための給付型奨学金制度を設けていただくことを要望します。

平成25年10月20日

平成25年度全国母子寡婦福祉研修大会
参加者一同